

一般社団法人輝水会 理事会規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人輝水会（以下、「本法人」という。）の定款第6章の定めに基づき、理事会に関する事項を定め、もって理事会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（構成等）

理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。

第3条（役員以外の出席）

理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第4条（理事会の開催）

理事会は年6回以上開催するものとし、必要がある場合には招集し開催する。

第5条（招集権者）

理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対して、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求できる。

3 前項規定により請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、又は法令若しくは定款に定める事実、若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集できる。

第6条（招集手続き）

理事会の招集通知は、理事会の開催日の5日まで、各理事及び監事に対し発しなければならない。

2 前項招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面又は電磁的

方法で行うものとする。

3前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、招集の手続きを経ることなく決議の省略ができる。

第7条（欠席）

理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

第8条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

2理事会の会議の目的事項について、議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に支障があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

第9条（議決の方法）

理事会の議決は、議決について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第10条（議決事項）

次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 規程の制定、並びにその改廃に係る事項
- (2) 顧問・委員の任免
- (3) 社員総会の招集請求
- (4) 社員総会の決議した業務執行に関する事項
- (5) 事業計画の承認
- (6) 委員会設置に関する事項
- (7) 理事長、専務理事並びに常務理事の互選および解職
- (8) 重要な使用人の選任・解任
- (9) 従なる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止
- (10) 理事の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制整備
- (11) 役員に対する損害賠償責任の免除
- (12) 重要な資産の処分
- (13) 多額の借財
- (14) その他社員総会の決議を要しない重要な業務執行に関する事項

2 理事長は、前項議決事項（法定事項は除く）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の議決を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

第 1 1 条（報告）

理事長は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 本法人との間で取引を行った理事は、遅滞無くその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

第 1 2 条（議事録）

理事会の議事については、定款第 3 9 条 1 項ならびに 2 項に定めるところにより議事録を作成する。

2 前項規定により作成した議事録は、主たる事務所に 1 0 年備え置かなければならない。

第 1 3 条（欠席者に対する通知）

理事長は、理事会の議事の経過の概要及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

第 1 4 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 2 5 年 6 月 5 日から施行する。（平成 2 5 年 6 月 5 日理事会議決）